

家庭内暴力の被害者である 移民に米国内で与えられる 法的権利に関する情報と、 結婚ビザによる移民に関する 諸事実

目的:

移民は、英語を話せず、家族や友人からも離れている場合が多く、米国の法律を理解していない可能性があるため、特に弱い立場にあります。この理由から、移民は家庭内暴力行為を警察に通報するとか、その他の形での支援を求めることを恐れる場合がよくあります。この恐れのため、移民が虐待関係に甘んじていることも多いのです。

当パンフレットは、家庭内暴力について説明し、米国におけるあなたの法的権利に関する情報を提供します。国際結婚仲介業者規正法

(IMBRA) は、米国に移民する外国人婚約者・配偶者に、法的権利と、米国市民である相手の婚約者・配偶者の犯罪や家庭内暴力の前歴に関する情報の提供を米国政府に義務付けています。IMBRA の目標のひとつは、移民する婚約者・配偶者の移民手続について、また相手との関係が虐待的になった場合の助けを得る方法について正確な情報を提供することです。

家庭内暴力とは何か？

家庭内暴力とは、親密なパートナー・配偶者が相手のパートナーを脅したり、虐待したりする場合の行動パターンです。虐待には、身体的損傷、性関係の強要、感情操作（隔離・威嚇）、経済、移民関連の脅迫などが含まれます。記録に残る家庭内暴力事件の大半は男性が女性や子

供を虐待した事件ですが、男性も家庭内暴力の被害者になりえます。

家庭内暴力には、性的暴力、児童虐待、その他の暴力犯罪が含まれます。性的暴力とは、本人が同意しないあらゆる種類の性的活動であって、配偶者との間でも起こりうるもので、誰もが加害者になりえます。児童虐待は、身体的虐待（過度の体罰を含み、事故に起因しないあらゆる傷害）、身体的な養育放棄（食事、住居、医療介護、監督の提供を怠ること）、性的虐待、感情的虐待（脅し、愛情、支援やガイダンスを与えないこと）を含みます。

米国ではいかなる状況下でも、家庭内暴力、性的暴力、児童虐待は非合法です。全ての人（人種、皮膚の色、宗教、性別、年齢、民族あるいは移民資格にかかわらず）は、米国において法律により虐待からの保護を保証されています。移民資格、国籍に関係なく、家庭内暴力の被害者は誰でも助けを求めることができます。家庭内暴力の被害者である移民は移民保護を受ける資格を持ちえます。

あなたが自宅で家庭内暴力を経験しているとしても、そういう経験をしているのはあなただけではありません。このパンフレットは、あなたが米国の法律を理解し、助けが必要な場合にそれを得るためにどうすればいいのかを知らせるためのものです。

米国の家庭内暴力被害者の法的権利は何か？

米国内の全ての人、移民資格や国籍にかかわらず、民法、刑法両方による基本的な保護を保証されています。家庭を司る法律はあなたに以下の権利を提供しています：

- あなたと子供のための保護命令を得る権利。
- 配偶者の同意なしで法律上別居あるいは離婚する権利。

- 特定の夫婦財産の分与を受ける権利。離婚の場合、法廷があなたと配偶者が共有している物的・金銭資産を分割します。
- あなたの子供の養育権および財政的援助を要求する権利。21歳未満の子供の親は多くの場合、同居していない子供の養育費支払を義務付けられています。

移民相手の仕事をしている弁護士に相談し、上記の家族法オプションのどれがどのようにあなたに影響するか、あなたを助けられるのかを話し合ってください。

米国の法律では、移民資格や国籍にかかわらず、犯罪被害者は誰でも警察に電話して助けを求め、保護命令を獲得できます。

あなたや子供が危険な状態の場合、911に電話して警察を呼んでください。警察は、犯罪が起きたと判断する場合、あなたの婚約者、配偶者、パートナーや他の人を逮捕する可能性があります。あなたは警察に、過去のことであってもあらゆる虐待行為について話し、どんな傷害でも見せるべきです。移民資格や国籍にかかわらず、誰でも犯罪を通報できます。

同様に、あなたが家庭内暴力の被害者である場合、法廷に保護命令を申請できます。法廷が出す保護命令や接近禁止命令は、虐待者があなたや子供や他の家族に電話、接触、接近したり、害を与えたりすることを禁止します。虐待者が保護命令に違反する場合、あなたは警察に連絡でき、警察は虐待者を逮捕できます。保護命令申請書は殆どの裁判所、警察署、女性用保護施設、法律サービス事務所です入手できます。

あなたが罪を犯した本人だと虐待者が主張する場合、移民資格や国籍にかかわらず、あなたは弁護士と話す権利、弁護士の同席なしで質問に答えない権利、自己弁護の権利を含む基本的権

利を保有しています。移民弁護士と刑事弁護士の双方と相談することが重要です。

米国では、家庭内暴力や性的暴力の被害者にどのような業務サービスが提供されているのか？

米国では、移民資格や国籍にかかわらず、犯罪被害者は政府や非政府機関が提供する援助を受けることができ、その中には助言、通訳、緊急時住宅、場合によっては金銭的援助も含まれます。

以下に記載する全国的な電話番号や“ホットライン”では、被害者を1日24時間無料で助ける訓練を受けた電話交換手が対応しています。通訳の利用が可能であり、下記の番号を通じて、あなたの地域の緊急時住宅、医療介護、助言、法律相談を含む被害者向けの他の無料サービスに紹介してもらえます。弁護士費用を払えない場合は、移民犯罪や家庭内暴力の被害者向けの無料あるいは低料金の法律扶助プログラムに参加できる可能性もあります。

全米家庭内暴力ホットライン
1-800-799-SAFE (1-800-799-7233)
1-800-787-3224 (TTY)
www.ndvh.org

強姦・虐待・近親相姦全国ネットワークの全国的暴力ホットライン (RAINN)
1-800-656-HOPE (1-800-656-4673)
www.rainn.org

行方不明および搾取された子供のためのセンター
1-800-THE-LOST (1-800-843-5678)
www.missingkids.com

犯罪被害者のための全国センター
1-800-FYI-CALL (1-800-394-2255)
1-800-211-7996 (TTY)
www.ncvc.org

注：上記は安全と保護が主要任務の組織です。

私が家庭内暴力、性的暴力、その他の犯罪の被害者である場合、どのような移民法上のオプションがあるのか？

家庭内暴力、性的暴力、その他の具体的犯罪の被害を受けた移民が、本人と子供のために合法的移民資格を申請するために3つの方法があります。被害者の申請は秘密保持され、虐待者、加害者、あるいは家族を含む誰にもあなたが申請したことは通告されません。

- 女性に対する暴力法 (VAWA) に基づく法的資格の自己請願。
- VAWA に基づく退去の取り消し。
- U 非移民資格 (犯罪被害者)。

これらの移民上の恩恵には、それぞれ立証する必要がある具体的な要件があります。家庭内暴力被害者のために仕事をする移民弁護士に相談し、この移民上の恩恵のどれがあなたに影響し、また助けになるのかを話し合ってください。

結婚の移民手続はどうなっているのか？

結婚の移民手続は、米国で合法移民資格を取得し、やがて市民権を得る資格を持ったための幾つかの段階から構成されます。この段階は、あなたが米国に入国する際に得た結婚ビザの種類とその他の要因によって異なります。以下の情報は、これらのビザの種類の一部とあなたの法的権利に関する情報の概要です。

K-1 非移民資格 (米国市民の婚約者として): あなたは、入国から 90 日以内に米国市民と結婚するか、あるいは米国から出国することが義務付けられています。あなたのために申請を行った米国市民婚約者との結婚後、あなたは永住者登録・資格変更申請書 (I-485 申請書) を提出しなければなりません。あなたの I-485 申請書が承認されれば、あなたの資格は K 非移民資格から

条件付き永住権資格に変更されます。この条件付き資格は 2 年間有効です。

あなたが K-1 ビザの保証人になった米国市民と結婚せずに米国に留まったり、別の人と結婚したりする場合には、ビザ条件に違反することになり、あなたは合法資格を失い、国外退去手続やその他の罰則の対象になる可能性があります。

K-3 非移民資格 (米国市民の配偶者として): あなたが家族ビザ申請 (I-130) の承認を待つ間に、米国に一時入国することが許されます。I-130 が承認されれば、合法的な永住権 (グリーンカード) を取得する資格を得ることになり、永住者登録・資格変更申請書 (I-485 申請書) の提出が必要になります。

その他の全ての結婚に基づく移民資格については、米国領事館から渡される情報を参照してください。追加の情報は <http://www.uscis.gov> にて、オンラインで見することもできます。

結婚詐欺に対する罰則は何か？

結婚詐欺を行う移民は国外退去手続の対象となり、米国における将来の移民上の恩恵を受けられなくなる可能性があります。結婚詐欺で有罪判決を受ければ、最高 5 年の禁固、最高 25 万ドル (米国通貨) の罰金を科せられる可能性があります。

私のために移民書類を提出した米国市民と結婚している場合、私の移民資格は何か？

あなたの I-485 申請書が承認された時点で結婚 2 年未満である場合は、USCIS から条件付き永住権資格を受け取ります。通常は、条件付き永住権取得 2 年目の 90 日前に、あなたと配偶者が一緒に合法永住権の条件解除の申請をしなければなりません。そのためには、あなたは結婚が“誠意ある”もので、有効であることを証明しなければなりません。条件が解除されれば、あ

あなたは米国民である配偶者に依存しない永住権を保持することになります。

あなたの I-485 申請書が承認される時点で結婚 2 年以上である場合、あなたは USCIS から永住権資格を受け取ります。その当日あなたは移民資格において、もはや米国民である配偶者に依存しなくてもよくなります。

あなたと配偶者が条件を解除する申請を一緒に提出しなければならないという要件の免除を法的に求められる 3 つの場合があります。それは、1) 条件付き永住者が米国から退去すれば極度の困難に直面する場合、2) 死亡以外の理由で結婚が法的に終了し、自分の資格の条件を解除する申請を適切な時宜に提出しなかったことが申請者本人の過失によるものでない場合、3) 結婚中に米国民あるいは合法永住権者である配偶者が、条件付き永住者に暴行あるいは極度の残虐行為を加える場合、です。3 つの免除申請の全ては I-751 申請書により申請できますが、あなたの結婚が“誠意ある”もので詐欺ではないことを証明する義務があります。

米国政府が外国人の婚約者・配偶者にその権利を知らせ、本人と子供を虐待から保護することを試みる方法として他にどのようなものがあるのか？

2005 年国際結婚仲介業者規正法 (IMBRA) は、外国人の婚約者や配偶者を助けるよう結婚に基づく移民手続を変更した米国の法律です。IMBRA は、移民してくる外国人婚約者・配偶者を、ビザの保証人になるパートナーの暴力から保護する情報・自助手段を米国政府が提供することを義務付けています。移民してくる婚約者・配偶者は、米国の法律に不慣れであり、自宅での暴力から逃れるために家族や友人から支援を受けることができない立場にあることが多いのです。

IMBRA は、あなたが虐待を受けた場合、米国内であなたを助けられる法律やサービス業務について知らせるために当パンフレットの作成・配布を義務付けました。IMBRA は、暴力犯罪の前歴がある米国民が外国人婚約者のために複数ビザの保証人になることを防止します。IMBRA は、米国政府が米国民の外国人婚約者や配偶者に、米国民である保証人について USCIS が実施する犯罪前科調査のコピーとビザ保証人申請書のコピーを提供することを義務付けています。

米国政府は“国際結婚仲介業者”をどのように規制するのか？

某組織が“国際結婚仲介業者”の資格を持つ場合、あなたと接触を求めている米国の依頼主に関して、連邦・州の性犯罪者登録名簿を含む身元情報をあなたに提供し、米国のこの依頼主にあなたの連絡先情報を渡すまでにあなたから書面による許可を得ることが義務付けられています。この組織は、あなたにこのパンフレットのコピーを渡すことを義務付けられています。あなたが 18 歳未満である場合、この組織があなたと取引することは禁じられています。

米国民である私の婚約者・配偶者に関する犯罪前科の情報は信頼できるものなのか？

当該機関が集める犯罪前科情報は、多様な公的情報源や米国民の依頼主が移民申請書に記載した情報から得たものです。USCIS は米国内の全ての犯罪前科データベースにアクセスしているわけではありません。米国民である保証人は、保証人申請書に事実を記入しない可能性もあります。米国民が虐待行為の前歴を持っていても逮捕歴や有罪判決歴がない可能性もあります。このため、あなたが受け取る犯罪前科情報は完全なものでないかもしれません。IMBRA の意図は、入手可能な情報と資源を移民してくる婚約者や配偶者に提供することです。最終的には、その人間関係が安全かどうかを判断する責任はあなた自身にあるのです。

家庭内暴力の被害者である外国人婚約者・配偶者が人身売買の被害者でもあるということがありえるか？

搾取の形が強制労働や強要労働、サービス、あるいは金儲けのための性行為といったものである場合、家庭内暴力とともに人身売買を含む他の種類の搾取が行われることもありえます。

人身売買に関しては以下のような助けを得ることができます：

全米人身売買資源センター
1-888-373-7888
(1 日 24 時間、週 7 日)
<http://www.acf.hhs.gov/trafficking/>

米国司法省人身売買労働者搾取タスクフォース・ホットライン
1-888-428-7581
(月—金、午前 9 時から午後 5 時まで)
<http://www.usdoj.gov/crt/crim/tpwef.php>

当方のウェブサイトや以下の無料電話サービスに連絡することによって、さらに詳しい情報を得ることも可能です。

USCIS 総合案内

米国内の場合、
電話 1-800-870-3676 に連絡するか、
インターネットで以下のウェブサイト
にアクセスしてください。
<http://www.uscis.gov>

